

就労継続支援B型事業所に対する経営コンサルタント派遣事業 業務委託にかかるプロポーザル募集要領

1 目的

本要領は、「就労継続支援B型事業所に対する経営コンサルタント派遣事業業務委託」について最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 件名 就労継続支援B型事業所に対する経営コンサルタント派遣事業業務委託
- (2) 履行期間 契約確定日の翌日から令和8年3月31日まで
※ただし、成績評価を行った結果、優秀であると評価された場合、最高3年（更新2回）の随意契約を行うことがある。
- (3) 履行場所 区が指定する場所
- (4) 業務内容 基本仕様書（別紙1）による
- (5) 概算経費 4,213,000円（税込）（予定）
※概算経費を超えた見積価格の提案は無効とする。また、予算編成前の公募のため、実際の経費は変更となる場合がある。

3 参加資格および欠格条項

3-1 参加資格

つぎの条件をすべて満たすこと。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 提案書等提出時において、「東京電子自治体共同運営電子調達サービス」に登録されている事業者であること。
- (3) 障害福祉サービス事業者に対し、つぎのいずれかの業務実績があること。
 - ① 工賃向上セミナー
 - ② 経営改善セミナー
 - ③ 工賃向上コンサルティング
 - ④ 経営コンサルタント派遣事業

3-2 欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者。
- (2) 提案書等の提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和 61 年 4 月 1 日練総経発第 394 号）による指名停止期間中である者。
- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成 22 年 8 月 2 日 22 練総経第 335 号）による入札参加除外措置期間中である者。
- (4) 法人事業税（特別法人事業税を含む）、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にある者。

4 選定方法

4-1 日程（予定）

募集要領等の公表	令和 7 年 1 月 14 日（火）
質問受付期間	令和 7 年 1 月 14 日（火）～ 1 月 24 日（金）
質問回答日	令和 7 年 1 月 30 日（木）
参加表明書受付期間	令和 7 年 1 月 14 日（火）～ 2 月 3 日（月）
提案書受付期間	令和 7 年 1 月 14 日（火）～ 2 月 14 日（金）
一次審査結果通知	令和 7 年 2 月 28 日（金）
二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和 7 年 3 月 14 日（金）
二次審査結果通知	令和 7 年 3 月 24 日（月）

4-2 質問回答

募集に関する質問は、つぎのとおり質問票（様式 1）を提出すること。

(1) 質問期間

令和 7 年 1 月 14 日（火）から 24 日（金）午後 5 時まで

※期限を過ぎた質問は受け付けません。

(2) 質問方法

電子メールのみ

※電子メールの件名は、「【質問】就労継続支援 B 型事業所に対する経営コンサルタント派遣事業業務委託（事業者名）」とすること。

※メールを送付した旨を担当部署まで電話で連絡すること。

電話連絡は、上記質問期間内の平日午前 9 時から午後 5 時までとする。

(3) 担当部署

練馬区福祉部障害者施策推進課就労支援係

電 話 03-5984-1387

メール SHOGAISISAKU03@city.nerima.tokyo.jp

(4) 回答方法

令和7年1月30日(木)に、事業者名を伏せたうえで、区ホームページにて公表する。

4-3 応募方法

参加を希望する者は、つぎのとおり参加表明書(様式2)を提出すること。

(1) 受付期間

令和7年1月14日(火)から2月3日(月)午後5時まで

(2) 提出方法

電子メールのみ

※電子メールの件名は、「【参加表明書】就労継続支援B型事業所に対する経営コンサルタント派遣事業業務委託(事業者名)」とすること。

※メールを送付した旨を担当部署まで電話で連絡すること。

電話連絡は、上記受付期間内の平日午前9時から午後5時までとする。

(3) 担当部署

練馬区福祉部障害者施策推進課就労支援係

電 話 03-5984-1387

メール SHOGAISISAKU03@city.nerima.tokyo.jp

4-4 提案書等の提出

参加を希望する者は、つぎのとおり提案書等を提出すること。提案書等の作成にあたっては、提出資料・様式集(様式3)を参照すること。

(1) 受付期間

令和7年1月14日(火)から2月14日(金)午後5時まで

(2) 提出方法

電子メールまたは担当部署への持参により提出すること。(郵送は不可とする。)

【電子メールの場合】

・電子メールの件名は「【提案書】就労継続支援B型事業所に対する経営コンサルタント派遣事業業務委託(事業者名)」とすること。

・メールを送付した旨を担当部署まで電話で連絡すること。

電話連絡は、上記受付期間内の平日午前9時から午後5時までとする。

・添付ファイルの容量は、10MB程度までであれば通常のメールで受取りが可能である。10MBを超える場合等については、大容量ファイル送受信システムによる受取りが必要なため、担当部署まで連絡すること。

【持参する場合】

- ・事前に担当部署まで電話で連絡すること。
- ・電話連絡および提案書の受付時間は、上記受付期間内の平日午前9時から午後5時までとする。

(3) 担当部署

練馬区福祉部障害者施策推進課就労支援係（区役所西庁舎1階）

電 話 03-5984-1387

メール SHOGAISISAKU03@city.nerima.tokyo.jp

(4) 提出書類

【電子メールの場合】

- ① 提案書等データのタイトルは、「書類 No+提出書類名」とする。
※書類 No および提出書類名は、様式3「提出書類一覧」を参照すること。
- ② 提案書等データについて、文字の大きさは11ポイント、MS明朝を基本とする。なお、表題や強調のためフォント等を変更することは可とする。
- ③ 様式3「提出書類一覧 正本」を添付すること。

【持参する場合】 正本1部、副本5部（様式3 No. 5～10）

- ① 提案書等一式をA4判ファイル左綴じとすること。
- ② 提案書等には、書類No.を記入したインデックスを付けること。
- ③ 提案書等は、原則A4縦、横書きとする。また、原則両面印刷とするが、構成上一部片面印刷とすることは可とする。文字の大きさは11ポイント、MS明朝を基本とする。なお、表題や強調のためフォント等を変更することは可とする。
- ④ 提案書等の最初の頁に、様式3「提出書類一覧」を綴じこむこと。

(5) 提案書等の差し替えおよび再提出

受付期間後の提案書・参加表明書の差し替えおよび再提出は認めない。

(6) 参加の辞退について

事情により参加を辞退する場合、電子メールにて参加辞退届（様式4）を提出すること。

※電子メールの件名は、「【参加辞退届】就労継続支援B型事業所に対する経営コンサルタント派遣事業業務委託（事業者名）」とすること。

※メールを送付した旨を担当部署まで電話で連絡すること。

電話連絡は、平日午前9時から午後5時までとする。

4-5 主任担当者

参加を希望する者は、本業務における主任担当者（1名）を定めること。なお、主任担当者は、「3-1 参加資格（3）」のいずれかの業務経験を有する者とする。

4-6 一次審査

参加資格を満たす者について、提案書等に基づき審査を行う。合計点の高い順に3者程度を一次審査通過とする。ただし、応募事業者が3事業者程度の場合は、一次審査を省略し、二次審査において提案書等審査およびプレゼンテーション、ヒアリングによる審査を実施できるものとする。

審査結果は、令和7年2月28日（金）に電子メールにより通知する。

4-7 二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）

一次審査を通過した者について、令和7年3月14日（金）に、提案書等審査およびプレゼンテーション、ヒアリングによる審査を行い、区の求める水準以上の提案を行った事業者の中から、二次審査の評価が最も高い者を受託候補者とする。

審査時間は、1事業者あたり30分（プレゼンテーション15分、ヒアリング15分）とする。

説明者は、3名以内とし、本業務を受託したときに主な担当となる者（主任担当者）および実務に従事する担当者とする。詳細は別途通知する。

審査結果は、令和7年3月24日（月）に電子メールにより通知する。

4-8 評価項目

評価項目および評価基準（別紙2）のとおり

5 受託候補者との協議

受託候補者と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。

受託候補者が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に、練馬区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のことを新たに受託候補者として選定することができる。

6 情報公開

本件業者選定情報は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、「プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準」（別紙3）に基づき取扱うものとする。

7 その他事項

- (1) 提案書等の作成および提出等、企画提案に係る費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。
- (3) 提案書等の提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
- (4) 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした者に対し、指名停止の措置を行うことがある。

- (5) 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。
- (6) 提案書等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は参加者が負うものとする。
- (8) 本件にかかる予算が成立しない場合、区は契約を締結しない、または解除することができる。なお、これに伴う参加者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。
- (9) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

8 問合せ先・担当

練馬区福祉部障害者施策推進課就労支援係 担当：大塚

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所西庁舎1階

電話 03-5984-1387

FAX 03-5984-1215

メール SHOGAISISAKU03@city.nerima.tokyo.jp